

## 自分らしい生活を実現するためには、介護サービスをどのように利用すると良いのでしょうか？

### Aさんのケース

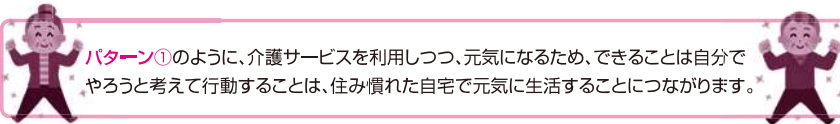
Aさん(75歳)は近所を散歩中に骨折してしまい、2か月安静にしていました。骨折は治りましたが、安静中に筋力が低下し、一人で歩いて外出できず、買い物に行けなくなりました。

再び一人で買い物に行けるよう、ヘルパーさんから買い物などの支援を受けながら、自分でできる掃除や食事の準備は自分でやり、リハビリも積極的に取り組みました。

その結果、再び長い距離を歩けるようになりました。以前のようになり一人で買い物に行き、いきいき百歳体操にも参加し、以前よりも元気です。

買い物などの支援だけでなく、掃除や食事の準備など困りごとは、何でもヘルパーさんをお願いしました。また、動くのが億劫になり、リハビリにも消極的でした。

自分でできていたこともできなくなり、全身の筋力や機能が衰えて、さらに状態が悪化しました。



パターン①のように、介護サービスを利用しつつ、元気になるため、できることは自分でやろうと考えて行動することは、住み慣れた自宅で元気に生活することにつながります。

### 大阪市の取り組みについて

大阪市では「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を開催しています。会議では、医師やリハビリの専門の方から助言をもらいながら、どのようなサービスを組み合わせればAさんのような生活につながるかを考えます。

この会議は介護保険の保険者である大阪市が主体として取り組む事業であり、大阪市が事業を委託している地域包括支援センターで開催します。



※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課  
TEL 6208-8060

## その他の高齢者サービス

### 1.緊急通報システム事業

急病等の緊急時に対応するため、緊急通報装置を貸与し、受信センターが24時間体制で通報を受信し、緊急時に適切な対応を行うとともに、日常生活に関する健康相談に対応します。

対象者：65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、1日のうち8時間程度1人となる65歳以上の方など  
費用：前年(1月～6月までの申請は前々年)所得税課税世帯は、月額使用料が必要です。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(48ページ②参照)へ

### 2.日常生活用具給付事業

自宅に適当な用具を有しない在宅高齢者の方に各種の日常生活用具を給付します。

対象者：65歳以上で、次に定める種目ごとの要件を満たす方

種目	台数	要件
自動消火器	1台	・居室用または台所用のいずれか1つ
火災警報器(緊急通報システム連動型)	上限2台	・緊急通報システムと連動 ・近隣住民の同意書が必要
電磁調理器	1台	防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
高齢者用電話	1台	低所得のひとり暮らし高齢者等(ただし、緊急通報システム事業と同時申請者に限る)

●給付(本市が契約した業者の商品を給付します)

※低所得とは、所得税非課税をいう。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(48ページ②参照)へ

### 3.介護用品支給事業

在宅で介護が必要な方を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

支給品目：紙おむつ(フラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ)、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋、介護用スプーン・フォーク、介護用箸、差し込み式便器、差し込み式尿器、防水シーツ、口腔ケア用品、食事用エプロン、消臭剤、とろみ剤

支給方法：支給決定後に、介護用品と引換可能な給付券(1枚あたり6,500円相当・年間最大12枚)と支給品目が記載されたカタログを交付します。カタログの中から選んだ、必要な介護用品を支給します。

対象者：要介護4、5または要介護3で「排尿」か「排便」が全介助の方を介護する市内にお住まいの家族の方  
※ただし、要介護者の世帯・介護者の世帯ともに、市民税が非課税の世帯に限ります。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(48ページ②参照)

### 4.高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うとき、関連する工事であるが支給対象とならない部分について、その費用を給付します。

対象者：大阪市内に住所を有し、介護保険料段階が第1～6段階であり、要支援または要介護の認定を受けた高齢者のいる世帯

※給付額は給付対象工事に要した費用(消費税を含む)か次の表の「給付基準額」のどちらか低い金額を支給率を乗じた額になります。(給付は、1世帯につき1回に限る)

介護保険料段階	給付基準額	支給率	
第1段階	生活保護受給世帯・支援給付対象世帯	30万円	10/10
第1～4段階	・市民税非課税世帯	30万円	9/10
第5～6段階	・対象となる高齢者本人が市民税非課税であるが世帯は課税世帯	5万円	
第7段階以上	・対象となる高齢者本人が市民税課税	対象外	対象外

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(48ページ②参照)へ

### 5.生活支援型食事サービス事業

心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

対象者：要支援または要介護の認定を受けた方で、心身の障がい及び傷病等の理由により食事の確保が困難で、ひとり暮らし等で配食による安否確認が必要な方

費用：1食あたり 668円以内  
(ただし、低所得世帯の方に対しては、軽減される制度があります。)

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ